○杵築市契約事務規則

平成23年３月31日規則第19号

改正

平成24年３月30日規則第18号

平成25年３月26日規則第18号

平成26年１月23日規則第１号

平成26年３月20日規則第５号

平成28年３月29日規則第８号

平成29年３月31日規則第９号

平成30年１月22日規則第１号

平成31年４月１日規則第11号

令和２年３月31日規則第13号

令和２年10月20日規則第64号

令和３年３月31日規則第22号

令和５年４月28日規則第20号

令和６年３月26日規則第12号

令和７年３月28日規則第８号

杵築市契約事務規則

目次

第１章　総則（第１条―第20条）

第２章　一般競争入札（第21条―第36条）

第３章　指名競争入札（第37条―第39条）

第４章　随意契約（第40条―第43条）

第５章　せり売り（第44条・第45条）

第６章　雑則（第46条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、法令、条例又は他の規則に別に定めがあるもののほか、契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　契約　売買、譲渡、貸借、請負その他の契約で、市を当事者の一方とするものをいう。

（２）　契約担当者　市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。

（３）　契約者　契約担当者と契約を締結する者をいう。

（４）　法　地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。

（５）　令　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。

（契約書の作成）

第３条　契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項（契約の性質又は目的により必要のない事項を除く。）を記載した契約書を作成しなければならない。

（１）　契約の目的

（２）　契約金額

（３）　履行期限又は履行期間

（４）　契約保証金

（５）　契約履行の場所

（６）　契約代金の支払又は受領の時期及び方法

（７）　履行遅滞その他債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金

（８）　前金払及び部分払についての特約

（９）　監督及び検査

(10)　危険負担

(11)　契約不適合責任

(12)　契約に関する紛争の解決方法

(13)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項の規定により契約書を作成する場合において、次の各号の契約については、当該各号に掲げる契約書のほか、別に定める約款によるものとする。ただし、これらの様式により難いと契約担当者が特に認めたときは、別の様式をもってこれに代えることができる。

（１）　建設工事に係る契約　建設工事請負契約書（様式第１号）

（２）　建設工事に係る契約の変更契約　建設工事請負変更契約書（様式第２号）

（３）　議会の議決に付すべき建設工事に係る契約　建設工事請負仮契約書（様式第３号）

（４）　議会の議決に付すべき建設工事に係る契約の変更契約　建設工事請負変更仮契約書（様式

第４号）

（５） 建設工事に係る設計及び計画業務等（以下「土木設計業務等」という。）の委託に係る契約　土木設計業務等委託契約書（様式第５号）

（６） 土木設計業務等の委託に係る契約の変更契約　土木設計業務等委託変更契約書（様式第６号）

（７） その他委託業務に係る契約　委託契約書（様式第７号）

（８） その他委託業務に係る契約の変更契約　委託変更契約書（様式第８号）

（９） 物品購入に係る契約　物品購入契約書（様式第９号）

３　前項の契約書には、これと一体をなす附属書類として設計図書又は設計仕様書の添付がなければならない。ただし、契約担当者は、契約の性質その他特別の理由によりその添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（契約書の省略）

第４条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

（１） 契約金額が50万円以下の場合で、不動産の売買、賃借及び個人情報を伴う契約等特に必要があると認められるものを除く契約を締結するとき。

（２） 物品を売り払う場合において買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

（３） 官公署等と契約を締結するとき。

（４） せり売りに付するとき。

（５） 前各号のほか、市長が特に必要がないと認めるとき。

２　前項の規定により契約書の作成を省略する場合は、当該契約の内容を記載した調書又は相手方の請書（様式第10号その１、その２、その３）その他必要な書類を整備しておかなければならない。この場合において、契約担当者は相手方に注文書（様式第11号その１、その２、その３）を送付するものとする。

３　前項の場合において、随意契約に係る１件の契約金額が20万円未満のもので第43条の規定により見積書を徴するものにあっては、当該見積書によることができる。

（仮契約）

第５条　契約担当者は、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年杵築市条例第53号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに特定の契約を締結する旨の契約書により、仮契約を締結しなければならない。

２　契約担当者は、仮契約を締結した事件について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約者に通知しなければならない。

（契約保証金）

第６条　契約担当者は、契約者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、第22条第１項に規定する入札保証金を納めている場合は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

２　前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって替えることができる。この場合において当該担保の価格は、第１号及び第２号にあっては額面金額、第３号及び第４号にあっては時価の10分の８として算定する。

（１）　国債又は地方債

（２）　銀行が振出し、又は支払保証した小切手

（３）　政府保証のある債券

（４）　市長が確実と認める社債

（５）　銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

（６）　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

３　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（１）　官公署等と契約を締結するとき。

（２）　契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（３）　契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（４）　第21条及び第37条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２か年の間に国（公社、公団を含む。以下同じ）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（５）　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

（６）　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

（７）　物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

（８）　随意契約を締結する場合において、当該契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められると

き、又は第40条第１項各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えないとき。

（９） 委託契約を締結するとき。

４　契約保証金は、契約を履行したとき又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとする。

（契約保証金の増減）

第７条　契約担当者は、契約変更により契約金額を増減した場合は、その増減の割合により契約保証金を増減するものとする。ただし、契約金額の増減が３割以内の場合は、この限りでない。

（契約保証人）

第８条　契約担当者は、必要があると認めたときは、契約保証人を立てさせるものとする。

（履行委託等の禁止）

第９条　契約者は、第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは契約による義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ契約担当者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

２　前項本文の規定にかかわらず、契約者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第１号の規定による保証事業会社の債務保証を受けた当該工事についての債権を当該保証事業会社又は当該保証事業会社の債務保証により資金の貸付けをした金融機関に譲渡することができる。

（履行期限の延長）

第10条　契約者は、履行期限までに契約を履行することができないときは、その理由を明記した文書により、契約担当者に履行期限の延長変更を申し出なければならない。

２　前項の規定による申出があったときは、契約担当者は、事実を調査し、天災その他やむを得ない理由があると認めたときは、相当期間の延長を認めるものとする。

（遅延賠償）

第11条　契約担当者は、契約者の責めに帰すべき理由により契約の履行を遅滞した場合には、契約金額から工事にあっては出来形部分、製造製作又は修繕にあっては引渡しに係る部分、物件にあっては既納部分の金額を控除した額につき遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

２　前項の遅延賠償金は、本市の当該契約者に対する債務と相殺し、又は契約保証金をもって充当することができる。

（遅延賠償金徴収の日数計算方法）

第12条　前条の遅延賠償金徴収の日数計算については、検査に要した日数は参入しない。工事の請

負又は物件購入の検査に不合格になった場合における手直し、補強又は引換えのためにする第１回の指定日数についても、同様とする。

（減価採用）

第13条　契約担当者は、契約者の提供した契約の目的物に寡少の不備があっても、使用上支障がないと認めたときは、不備相当額を減価のうえ、これを採用することができる。

（契約の変更等）

第14条　契約期間中に、設計変更又は賃金、物価等の著しい変動により契約金額を変更する必要が生じたときは、契約担当者は契約者と協議して契約金額その他の契約内容を変更することができる。

２　前項に規定する場合のほか、契約担当者は、公益上必要があると認めたときは、契約者と協議して契約を変更し、若しくはその履行を一時中止させ、又は契約を解除することができる。

（公共工事の前金払）

第14条の２　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第５条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、請負金額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）に要する経費については当該請負金額の10分の４を超えない範囲内において、土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造並びに測量に要する経費については当該請負金額の10分の３を超えない範囲内において前金払をすることができる。ただし、継続費を設定した事業で年割額の定めがある場合は、当該年度の出来高予定額を請負金額とみなすものとする。

２　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第３条第３項の規定により、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）は、当該中間前金払に係る請負金額の10分の２に相当する額を超えない範囲で前払することができる。ただし、請負金額が300万円以上の土木建築に関する工事に限る。

３　支出命令権者は、令附則第７条の規定により公共工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造並びに測量を含む。）に要する経費について前金払をする場合には、杵築市財務規則（平成26年杵築市規則第１号）第65条第２項第３号の規定にかかわらず、同号に定める要件を記載した書面及び書類の添付に代えて、工事又は業務名、工事又は業務場所及び請負金額を記載した書面、前金払申請書、公共工事の前金払保証事業会社の保証証書の原本等を提出させなければならない。

（部分払）

第15条　契約担当者は、必要があると認めたときは、工事、製造、製作若しくは修繕の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済又は完納前における代価の一部支払（以下「部分払」という。）をすることができる。

２　前項の部分払の金額は、工事、製造、製作又は修繕についてはその既済部分に対する代価の10分の９を、物件の納入についてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事、製造、製作又は修繕における完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

３　部分払の回数は、契約金額に応じ、次の表に定める基準によるものとする。

契約金額	部分払の回数
300万円以上1,000万円未満	１回
1,000万円以上5,000万円未満	２回
5,000万円以上１億円未満	３回
１億円以上	３か月に１回を限度とする。

４　契約者は、前各項に規定する部分払を受けようとするときは、出来形確認要求書（様式第12号）を提出しなければならない。

５　前項の書面が提出されたときは、契約担当者又は契約担当者から検査を命じられた者若しくは契約担当者から検査を依頼された者（以下「検査員」という。）は検査をし、出来形検査調書（様式第13号）を作成しなければならない。

（履行の届出）

第16条　契約者は、工事若しくは製造の請負、物件の売買その他の契約の目的たる給付を完了したときは、契約担当者に速やかにその旨を届け出なければならない。

（検査）

第17条　検査員は、前条の届出があったときは、その日から起算して、工事については14日（契約書の作成を省略した場合は、10日）以内、その他については10日以内に契約の目的たる給付の完了の確認をするための検査を行うものとする。

２　前項の検査には、契約者又はその代理人を立ち会わせるものとする。ただし、契約担当者において特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

３　第１項に規定する検査に直接必要な経費は、契約者の負担とする。

４　検査員は、工事の検査をする場合は検査員証（様式第14号）を携行し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（目的物の引渡し）

第18条　契約担当者は、前条第１項の規定による検査の結果、合格と判定したときは、当該契約の目的物の引渡しを受けるものとする。

（検査調書の作成）

第19条　検査員は、第17条第１項の規定による検査をしたときは、検査完了後直ちに検査調書（様式第15号その１、その２、その３）を作成しなければならない。ただし、契約金額が20万円未満であるときは、検査調書の作成を省略することができる。

２　前項の規定により検査調書の作成を省略したものについては、支出命令書に検査済印を押して、前項の検査調書に代えることができる。

（不合格の場合の処理）

第20条　契約担当者は、検査の結果不合格と判定したとき、又は数量に過不足があることを発見したときは、契約者に修補、補強、引取り、追納その他適当な処理をさせなければならない。

２　契約者は、前項の規定により補足した場合は、契約担当者にその旨を届け出て、再検査を受けなければならない。

３　前項に規定する再検査に直接必要な経費は、契約者の負担とする。

第２章　一般競争入札

（一般競争入札に参加する者に必要な資格）

第21条　令第167条の５の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、市長が別に定める。

（入札保証金）

第22条　契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、見積金額の100分の５以上の入札保証金を納めさせなければならない。

２　第６条第２項の規定は、前項の入札保証金について準用する。

３　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

（１）　競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（２）　競争入札に参加しようとするものが令第167条の５の規定により市長が定める資格を有し、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金の還付）

第23条　落札者が納付した入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保は、第６条第１項後段の規定により契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）に還付する。

２　前項の規定にかかわらず、第６条第３項第２号及び第３号、第６号、第９号の規定により契約保証金の全部又は一部を免除した場合においては、契約の確定後に入札保証金を還付する。

（入札保証金の帰属）

第24条　落札者が契約を締結しないときは、その者の納付した入札保証金は、市に帰属する。

（入札の公告）

第25条　契約担当者は、一般競争入札の方法により競争に付そうとするときは、その入札の期日（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）にあっては、入札期間の末日）の前日から起算して、少なくとも10日前までに市報、新聞、掲示その他の方法により、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を５日まで短縮することができる。

（１）　競争入札に付する事項

（２）　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（３）　契約条項を示す場所及び日時

（４）　電子入札により行うときは、その旨

（５）　競争入札及び開札の場所及び日時（電子入札にあっては、入札期間及び開札の日時）

（６）　入札保証金に関する事項

（７）　無効入札に関する事項

（８）　最低制限価格に関する事項

（９）　契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに本契約を締結する旨の事項

(10)　前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

（予定価格）

第26条　契約担当者は、競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等により予定し、その予定価格を記載した予定価格調書（様式第16号その１、その２、その３）を封書に

し、開札の際これを開札の場所におかなければならない。

2　契約担当者は、競争入札により工事の請負契約又は工事に関する試験、研究、調査、測量若しくは設計の委託の契約を締結しようとする場合には、前項の規定にかかわらず、予定価格を当該工事又は当該工事に関する委託等に係る入札期日（電子入札にあっては、入札期間の初日）の前に公表するものとする。

3　契約担当者は、普通財産又は物品の売払いの契約を締結しようとする場合には、第一項の規定にかかわらず、予定価格を当該売払いに係る入札期日の前に公表することができる。

4　契約担当者は、前二項に定めるところにより予定価格を入札期日の前に公表するときは、第一項の規定にかかわらず、予定価格調書を封書にしないことができる。

5　契約担当者は、電子入札による競争入札を行おうとする場合には、第１項の規定にかかわらず、開札の日時までに、予定価格を契約担当者の使用に係る電子計算機に登録しなければならない。

（予定価格の決定方法）

第27条　予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（低入札価格調査）

第27条の２　契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を、市長の承認を受けて、その契約の種類及び金額に応じ設けることができる。

（最低制限価格）

第28条　契約担当者は、契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、その契約の種類及び金額に応じ、予定価格の範囲内で最低制限価格を設けることができる。

（入札の方法）

第29条　入札しようとする者（電子入札をしようとする者（以下「電子入札参加者」という。）を除く。）は、入札書（様式第17号その１、その２、その３、その４、その５）を作成し、入札保証金を添えて指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない。

２　入札に関する行為を代理人に委任しようとする者は、当該入札に関する委任状（様式第18号）を入札前に契約担当者に提出しなければならない。

（電子入札）

第30条　電子入札参加者は、契約担当者が指定した日時までに入札金額その他必要事項（以下「入札金額等」という。）を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を当該契約担当者の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

２　前項の場合においては、電子入札参加者は、市長が指定する認証方法を用いなければならない。

３　前２項に規定するもののほか、電子入札の方法については、市長が別に定める。

（入札の取消し、延期等）

第31条　契約担当者は、天災その他やむを得ない理由により公正な入札が行われないと認められるとき又は入札に参加する者が入札に関する条件に違反したときは、当該入札を延期し、若しくは取り消し、又は開札を延期することができる。

（無効入札）

第32条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　入札者としての資格のない者のした入札

（２）　競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

（３）　入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

（４）　同一の入札について２以上の入札をした者の入札

（５）　同一の入札について２以上の入札者の代理人となった者のした入札

（６）　入札金額の訂正に訂正印のない入札

（７）　入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札

（８）　電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札

（９）　電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札

(10)　前各号に掲げるもののほか、契約担当者が特に指定した事項に違反した入札

（落札価格の決定）

第33条　落札価格は、収入の原因となる契約にあっては予定価格以上の最高の価格、支出の原因と

なる契約にあっては予定価格以下の最低の価格とする。

２　前項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格以下の最低の価格を落札価格としないことができる。

３　第１項の規定にかかわらず、第28条に規定する最低制限価格を設けた場合の落札価格は、予定価格以下で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格とする。

（同価入札）

第34条　契約担当者は、同価の入札をした者が２人以上あるため、令第167条の９の規定により落札者を決定したときは、その旨を落札者の入札書に記入し、くじを引いた入札者又はこれに代わってくじを引いた職員に記名押印させるものとする。

（再度公告入札）

第35条　契約担当者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第25条に規定する期間を５日まで短縮することができる。

（落札の決定）

第36条　契約担当者は、落札者を決定したときは、直ちに、口頭又は書面若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法）により落札者に通知しなければならない。

２　落札者は、前項の通知を受けた日から７日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出しなければならない。ただし、契約担当者の承認を受けて、その期間を延長することができる。

３　落札者は、前項の期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

第３章　指名競争入札

（指名競争入札に参加する者に必要な資格）

第37条　令第167条の11第２項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、市長が別に定める。

（競争参加者の指名）

第38条　契約担当者は、指名競争入札に付するときは、なるべく３人以上の入札者を指名しなければならない。

２　前項の場合において、第25条第１号及び第３号から第10号までに掲げる事項を入札期日の前日から起算して少なくとも５日前までに入札者に通知しなければならない。ただし、急を要する場

合は、その期間を２日まで短縮することができる。

（準用規定）

第39条　第22条から第24条、第26条から第34条まで及び第36条の規定は、指名競争契約の場合に準用する。

第４章　随意契約

（随意契約によることができる予定価格の範囲）

第40条　令第167条の２第１項第１号の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（１）　予定価格が200万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

（２）　予定価格が150万円を超えない財産を買い入れるとき。

（３）　予定賃借料の年額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。

（４）　予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。

（５）　予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。

（６）　前各号に掲げる場合のほか、予定価格が100万円を超えない契約をするとき。

（随意契約によることができる場合の手続）

第41条　令第167条の２第１項第３号及び第４号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

（１）　あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

（２）　契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の選定基準及び決定方法、申請方法等を公表すること。

（３）　契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

（予定価格の決定）

第42条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第26条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価格が50万円以内のときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

（見積書の徴収）

第43条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約者から見積書（様式第19号その１、その２、その３、その４、その５、その６）その他これに準ずる書類（電磁的記録を含む。）を徴さなければならない。ただし、郵便切手、郵便はがき、現金封筒、収入印紙、証紙等法令によ

って価格の定められたもの、既になされた単価契約に基づいて購入する物品、その他見積書等を徴することが適当でないものについては、この限りでない。

２　前項に規定する見積書等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、なるべく２人以上の者から徴さなければならない。

（１）　工事その他の請負契約、物件の売買、修繕又は印刷で契約金額が10万円未満のとき。

（２）　動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い専有物件を購入するとき。

（３）　分解検査後でなければ見積りのできない物品等を修繕するとき。

（４）　急施を要し、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。

（５）　時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みがあるとき。

（６）　契約の特殊性により契約の相手方が特定されるとき。

第５章　せり売り

（入札の公告）

第44条　契約担当者は、せり売りに付そうとするときは、あらかじめ第25条第１号から第３号まで、第５号から第７号及び第９号、第10号に掲げる事項を市報、新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。

（準用規定）

第45条　第22条から第24条まで、第26条、第27条、第29条から第34条の規定は、せり売りの場合に準用する。

第６章　雑則

（雑則）

第46条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に契約履行中のものについては、なお従前の例による。

附　則（平成24年３月30日規則第18号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月26日規則第18号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年１月23日規則第１号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月20日規則第５号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月29日規則第８号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日規則第９号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年１月22日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規則第11号）

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正前の杵築市契約事務規則に定める様式は、当分の間、契約担当者が特に必要と認めた場合は、所要の修正を加えて使用することができる。

附　則（令和２年３月31日規則第13号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年10月20日規則第64号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前までに締結した契約については、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月31日規則第22号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月28日規則第20号）

この規則は、令和５年５月８日から施行する。

附　則（令和６年３月26日規則第12号）

（施行期日）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の杵築市契約事務規則に定める様式は、当分の間、契約担当者が特に必

要と認めた場合は、所要の修正を加えて使用することができる。

附　則（令和７年３月28日規則第８号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（その１）（単体用）

収印
入紙

建　設　工　事　請　負　契　約　書

1　工　事　名　　第　　号　　工事
2　工事場所　　杵築市
3　工　　期　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
4　工事を施工しない日
　工事を施工しない時間帯
5　請負代金額　　円
［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
　　分の　　を乗じて得た額である。］
（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）
6　契約保証金
7　建設発生土の搬出先等
8　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり
［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款の規定によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発注者　　杵築市長　　印

受注者　　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

備考
1　工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定めた場合には、その内容を記載するものとし、定めをしない場合は抹消のこと。
2　建設発生土の搬出先等を設計図書に定めた場合は、設計図書のとおりと記載し、定めない場合は抹消のこと。
3．抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第１号（その２）（共同企業体用）

収　印
入　紙

建　設　工　事　請　負　契　約　書

1　工　事　名　　第　　号　　工事

2　工事場所　　杵築市

3　工　　期　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

4　工事を施工しない日

　工事を施工しない時間帯

5　請負代金額　　円

［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に　　分の　　を乗じて得た額である。］

（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）

6　契約保証金

7　建設発生土の搬出先等

8　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり

［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款の規定によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

受注者は別紙の　　建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書　通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発　注　者　　杵築市長　　㊞

受　注　者　　建設工事共同企業体

代表構成員　住　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名　　㊞

構　成　員　住　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名　　㊞

備考

1　工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定めた場合には、その内容を記載するものとし、定めをしない場合は抹消のこと。

2　建設発生土の搬出先等を設計図書に定めた場合は、設計図書のとおりと記載し、定めない場合は抹消のこと。

3．抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第１号（その３）（低入札価格単体用）

収印
入紙

建　設　工　事　請　負　契　約　書

1　工　事　名

2　工事場所　　杵築市

3　工　　期　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

4　工事を施工しない日
　工事を施工しない時間帯

5　請負代金額　　円

［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
　　分の　　を乗じて得た額である。］
（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）

6　契約保証金

7　特約条項　　別紙「契約保証の額及び前金払の割合に係る特約条項」のとおり

8　建設発生土の搬出先等

9　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり

［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款の規定によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発注者　　杵 築 市 長　　㊞

受注者　　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名　　㊞

備考

1　工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定めた場合には、その内容を記載するものとし、定めをしない場合は抹消のこと。

2　建設発生土の搬出先等を設計図書に定めた場合は、設計図書のとおりと記載し、定めない場合は抹消のこと。

3．抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第１号（その４）（低入札価格共同企業体用）

収印
入紙

建　設　工　事　請　負　契　約　書

1　工　事　名
2　工事場所　　杵築市
3　工　　期　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
4　工事を施工しない日
　工事を施工しない時間帯
5　請負代金額　　円
　［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
　（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
　　分の　　を乗じて得た額である。
　（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）］
6　契約保証金
7　特約条項　　別紙「契約保証の額及び前金払の割合に係る特約条項」のとおり
8　建設発生土の搬出先等
9　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり
　［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款の規定によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
受注者は別紙の　　建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書　通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発　注　者　　杵築市長　　㊞

受　注　者　　建設工事共同企業体
代表構成員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞
構　成　員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

備考
1　工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定めた場合には、その内容を記載するものとし、定めをしない場合は抹消のこと。
2　建設発生土の搬出先等を設計図書に定めた場合は、設計図書のとおりと記載し、定めない場合は抹消のこと。
3．抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第２号（その１）（単体用）

収印
入紙

工　事　請　負　変　更　契　約　書

工　事　名　　第　　号　　工事

工事場所　　杵築市

変更契約事項

１　工事を施工しない日

　　工事を施工しない時間帯

２　変更請負　増（減）額　　円

［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
　　分の　　を乗じて得た額である。］

（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）

３　建設発生土の搬出先等

４　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり

［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

５　工事内容は、別紙変更設計書、仕様書、図面のとおりとする。

６　完成期限は、　　年　　月　　日を　　年　　月　　日とする。

７　契約保証金は　　を　　とする。

８　その他原契約書、契約条項のとおり

上記のとおり、変更契約を締結し、契約書２通を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発　注　者　　杵築市長　　印

受　注　者　　住　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

備考

１　工事を施工しない日、工事を施工しない時間帯及び建設発生土の搬出先等は、原契約書の記載内容に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
２　変更請負額の増減は一方を抹消し、減額は朱書きのこと。
３　完成期限は、変更のない場合は抹消のこと。
４　契約保証金は、原契約書に記載の保証の額に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
５　抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第２号（その２）（共同企業体用）

収　印
入　紙

工　事　請　負　変　更　契　約　書

工　事　名　　第　　号　　工事
工事場所　　杵築市
変更契約事項
１　工事を施工しない日
　　工事を施工しない時間帯
２　変更請負　増（減）額　　円
　［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
　（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に　　分の　　を乗じて得た額である。
　（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）］
３　建設発生土の搬出先等
４　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり
　［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。
５　工事内容は、別紙変更設計書、仕様書、図面のとおりとする。
６　完成期限は、　　年　　月　　日を　　年　　月　　日とする。
７　契約保証金は　　を　　とする。
８　その他原契約書、契約条項のとおり。

上記のとおり、変更契約を締結し、契約書　　通を作成し記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発　注　者　　杵築市長　　㊞

受　注　者　　建設工事共同企業体
代表構成員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞
構　成　員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

備考
１　工事を施工しない日、工事を施工しない時間帯又は建設発生土の搬出先等は、原契約書の記載内容に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
２　変更請負額の増減は一方を抹消し、減額は朱書のこと。
３　完成期限は、変更のない場合は抹消のこと。
４　契約保証金は、原契約書に記載の保証の額に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
５　抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第３号（その１）（単体用）

収印
入紙

建設工事請負仮契約書

1　工事名　　第　　号　　工事
2　工事場所　　杵築市
3　工期　　下記意思表示を通知した日の翌日から
　　年　　月　　日まで
4　工事を施工しない日
　工事を施工しない時間帯
5　請負代金額　　円
　［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
　（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に　　分の　　を乗じて得た額である。
　（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）］
6　契約保証金
7　建設発生土の搬出先等
8　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり
［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。
9　その他
（１）　この仮契約は杵築市議会の議決を経、杵築市長が杵築市公共工事請負契約約款第４条第１項に規定された保証が付されたことを確認した後、契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力を生ずるものとする。
（２）　この仮契約締結後、（１）に規定する意思表示をするまでの間に、受注者が次のア又はイのいずれかに該当した場合、発注者は仮契約の解除を行うものとする。
　この場合、発注者は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
ア　杵築市工事指名競争入札参加資格者指名停止基準（平成17年10月１日告示第53号）に基づく指名停止措置を受けたとき
イ　入札告示に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款の規定によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発注者　　杵築市長　　㊞

受注者　　住　　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名　　㊞

備考
1　工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定めた場合には、その内容を記載するものとし、定めをしない場合は抹消のこと。
2　建設発生土の搬出先等を設計図書に定めた場合は、設計図書のとおりと記載し、定めない場合は抹消のこと。
3．抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第３号（その２）（共同企業体用）

収　印
入　紙

建　設　工　事　請　負　仮　契　約　書

1　工　事　名　　第　　号　　工事
2　工事場所　　杵築市
3　工　　期　　下記意思表示を通知した日の翌日から
　　年　　月　　日まで
4　工事を施工しない日
　工事を施工しない時間帯
5　請負代金額　　円
　［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
　（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に　　分の
　　を乗じて得た額である。］
　（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）
6　契約保証金
7　建設発生土の搬出先等
8　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり
　［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。
9　その他
（１）　この仮契約は杵築市議会の議決を経、杵築市長が杵築市公共工事請負契約約款第4条第1項に規定された保証が付されたことを確認した後、契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力を生ずるものとする。
（２）　この仮契約締結後、（１）に規定する意思表示をするまでの間に、受注者が次のア又はイのいずれかに該当した場合、発注者は仮契約の解除を行うものとする。
　この場合、発注者は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
　ア　杵築市工事指名競争入札参加資格者指名停止基準（平成17年10月１日告示第53号）に基づく指名停止措置を受けたとき
　イ　入札告示に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款の規定によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
受注者は別紙の　　建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書　　通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発　注　者　　杵築市長　　㊞

受　注　者　　建設工事共同企業体
代表構成員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞
構　成　員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

備考
1　工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定めた場合には、その内容を記載するものとし、定めをしない場合は抹消のこと。
2　建設発生土の搬出先等を設計図書に定めた場合は、設計図書のとおりと記載し、定めない場合は抹消のこと。
3．抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第４号（その１）（単体用）

収印
入紙

工　事　請　負　変　更　仮　契　約　書

工　事　名　　第　　号　　工事
工事場所　　杵築市
変更契約事項
1　工事を施工しない日
　工事を施工しない時間帯
2　変更請負　増（減）額　　円
［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
　　分の　　を乗じて得た額である。］
（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）
3　建設発生土の搬出先等
4　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり
［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。
5　工事内容は、別紙変更設計書、仕様書、図面のとおりとする。
6　完成期限は、　　年　　月　　日を　　年　　月　　日とする。
7　契約保証金は　　を　　とする。
8　その他原契約書、契約条項のとおり

なお、この仮契約は杵築市議会の議決を経た後、杵築市長が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約として効力を生ずるものとする。

上記のとおり、変更契約を締結し、契約書２通を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発　注　者　　杵築市長　　㊞

受　注　者　　住　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

備考
1　工事を施工しない日、工事を施工しない時間帯又は建設発生土の搬出先等は、原契約書の記載内容に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
2　変更請負額の増減は一方を抹消し、減額は朱書きのこと。
3　完成期限は、変更のない場合は抹消のこと。
4　契約保証金は、原契約書に記載の保証の額に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
5　抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第４号（その２）（共同企業体用）

収印
入紙

工　事　請　負　変　更　仮　契　約　書

工　事　名　　第　　号　　工事
工事場所　　杵築市
変更契約事項
1　工事を施工しない日
　工事を施工しない時間帯
2　変更請負　増（減）額　　円
［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に　　分の　　を乗じて得た額である。］
（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）
3　建設発生土の搬出先等
4　解体工事に要する費用等　　別紙のとおり
［注］建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、（１）分別解体等の方法、（２）解体工事に要する費用、（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（４）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。
5　工事内容は、別紙変更設計書、仕様書、図面のとおりとする。
6　完成期限は、　　年　　月　　日を　　年　　月　　日とする。
7　契約保証金は　　を　　とする。
8　その他原契約書、契約条項のとおり。

なお、この仮契約は杵築市議会の議決を経た後、杵築市長が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約として効力を生ずるものとする。

上記のとおり、変更契約を締結し、契約書　　通を作成し記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発　注　者　　杵築市長　　㊞

受　注　者　　建設工事共同企業体
代表構成員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞
構　成　員　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

備考
1　工事を施工しない日、工事を施工しない時間帯又は建設発生土の搬出先等は、原契約書の記載内容に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
2　変更請負額の増減は一方を抹消し、減額は朱書きのこと。
3　完成期限は、変更のない場合は抹消のこと。
4　契約保証金は、原契約書に記載の保証の額に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
5　抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第５号

収印
入紙

土木設計業務等委託契約書

１　委託業務名

２　委託業務場所　　杵築市

３　履行期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

４　業務委託料　　円

［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
分の　　を乗じて得た額である。］
（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）

５　契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、杵築市契約事務規則及び杵築市土木設計業務等委託契約約款の規定によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　杵築市長　　印

受注者　　住所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

様式第６号

土木設計業務等委託変更契約書

収印
入紙

委託業務名

委託業務場所　　杵築市

変更契約事項

１　業務委託料の　増（減）額　　円

［うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に
　　分の　　を乗じて得た額である。］
（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）

２　業務内容は別紙変更設計書のとおりとする。

３　履行期限は、　　年　　月　　日を　　年　　月　　日とする。

４　その他原契約書、約款及び設計図書のとおり。

上記のとおり変更契約を締結し、契約書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　杵築市長　　印

受注者　　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

備考　１　業務委託料の額の増減は、一方を抹消し、減額は朱書きのこと。

２　履行期間の、変更がない場合は抹消のこと。

３　抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第７号

収印
入紙

委　託　契　約　書

１　委託業務名

２　委託業務場所

３　業務委託料　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に　分の　を乗じて得た額である。）

〔（　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

４　履行期間　　年　月　日から
年　月　日まで

５　契約保証金

上記業務の委託について、　　を発注者とし、
を受注者とし、杵築市契約事務規則（平成23年杵築市規則第19号）及び次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（総則）

第１条　受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（現場説明書を含む。以下同じ。）に基づき頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期間内に頭書の委託業務を完了しなければならない。

２　前項の設計書、図面及び仕様書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互符合しないものがある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約による権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第３条　受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第４条　発注者は、必要がある場合には、受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第５条　発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行期間の延長）

第６条　受注者は、その責めに帰する事ができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を請求することができる。

2　発注者は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、履行期間を延長するものとする。

（損害の負担）

第７条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とするものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、この限りでない。

（履行遅滞の場合における賠償金）

第８条　発注者は、受注者が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、業務委託料から部分引き渡しに係る業務委託料の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2　前項の遅延賠償金は、発注者の受注者に対する債務と相殺することができる。

3　発注者の責めに帰する理由により、第11条第2項の業務委託料の支払が遅れた場合には、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で、発注者に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

（検査及び引渡し）

第９条　受注者は、委託業務が完了したときは、その旨を書面により速やかに発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

3　前項の検査に合格しないときは、受注者は、発注者の指定した期間内に補正を行い発注者の再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から補正完了の通知を受けた日から起算するものとする。

（契約不適合責任）

第10条　発注者は、引き渡された業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求をすることができる。ただし、次の号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行

の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4　発注者は第１項のほか、契約不適合があるときは、受注者に対し損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

5　発注者は、業務の引渡しを受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

（業務委託料の支払）

第11条　受注者は、第９条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って業務委託料の支払を請求するものとする。

2　発注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（前払金）

第12条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社と、頭書の履行期限を保証期間とし、同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して委託金額の10分の３以内の前払金の支払を請求することができる。この場合において、受注者は、直ちに、保証契約に係る保証証書を発注者に寄託するものとする。

2　発注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。

3　受注者は、契約が解除になったときは、その日から30日以内に前払金を返還しなければならない。

4　発注者は、受注者が前項の期間内に前払金を返還しないときは、その未返還額につき、遅延日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（発注者の解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2)　第14条の規定によらないで受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(3)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第３者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して

いると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　この契約に関し受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、受注者は、頭書の業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

3　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を受注者に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第14条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

(1)　第５条の規定により、業務の内容を変更した場合において業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(2)　第５条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の10分の５以上に達したとき。

(3)　前各号のほか、発注者がこの契約に違反し、その違反によって、この契約の目的を完了することが不可能となったとき。

2　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害賠償を発注者に請求することができる。

3　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除されたときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を受注者に支払わなければならない。

（違約金）

第15条　受注者の責めに帰すべき理由により、発注者が契約を解除したときは、受注者は業務委託料の10分の１を違約金として、発注者の指定する期間までに納付しなければならない。

（秘密保持義務）

第16条　受注者は、本契約期間中はもとより本契約終了後も、発注者からの書面による承諾なくしては、本契約履行に関し知り得た発注者の業務上、固有の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（協議）

第17条　この契約に定めのない事項又はこの契約について、疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発注者

杵 築 市 長　　㊞

受注者

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

様式第８号

収　印
入　紙

委　託　変　更　契　約　書

委託業務名
変更契約事項

１　業務委託料の増（減）額　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に
　　分の　　を乗じて得た額である。）

〔（　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

２　委託内容は、別紙変更設計書、仕様書図面のとおりとする。

３　履行期限は、　　年　　月　　日を　　年　　月　　日とする。

４　その他原契約書契約条項のとおり。

上記のとおり、変更契約を締結し、契約書２通を作成し、記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発　注　者　　杵築市長　　印

受　注　者

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

備考

１　変更委託額の増減は一方を抹消し、減額は朱書きのこと。

２　完成期限は、変更ない場合は、抹消のこと。

３　抹消の場合は、訂正印を押印のこと。

様式第９号

物　品　購　入　契　約　書

物品の売買に関し、　　（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第１条　契約する物品、契約金額、規格品質、仕様、数量、納入期限、納入場所等は、別表のとおりとする。

（納入の通知）

第２条　受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

（検査）

第３条　発注者は、物品の納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

２　発注者は、検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、受注者に対して修繕又は他品との交換を求めることができる。この場合において、前項の時期は、発注者が受注者から修繕又は交換を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

（契約金の支払い時期）

第４条　発注者は、前条の検査を完了したのち、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

（納入遅延に対する遅延利息）

第５条　受注者の責めに帰する理由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、受注者は、発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（部分払い）

第６条　発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

（契約の解除）

第７条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者は、賠償の責めを負わない。

（１） 納入期限までに物品の納入を終わる見込みがないとき。

（２） 天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに物品の納入ができないと認めたとき。

（３） 受注者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。

（４） 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。

（５） 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に関し受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第８条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

２ 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の

徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（契約不適合責任）

第９条　受注者は、納入物品の引渡し後１年間（ただし、メーカー等において品質保証等の期間を１年間以上定めている場合、その期間を優先する。）は、発注者に対し、この契約の内容に適合しないものがある場合は、修繕又は他品との交換（以下「修理等」という。）をしなければならない。

２　受注者が前項の修理等に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担でこれを執行することができるものとする。この場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者は賠償の責めを負わない。

（補則）

第10条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、杵築市契約事務規則（平成23年杵築市規則第19号）に定めるところによる。

（協議）

第11条　この契約書に約定していない事項について、約定する必要が生じたとき又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

この契約が成立したことを証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

年　　月　　日

発注者

杵 築 市 長　　㊞

受注者

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

別表（第１条関係）

１　契約金額　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に　分の　を乗じて得た額である。）

〔（　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

２　内　　訳

物品名	規格品質	仕様	数量	単価	金額	備考
				円	円	
計						
納入期限	年　　月　　日					
納入場所						

３　契約保証金

様式第10号（その１の１）（工事用）

収　印
入　紙

請　　書

下記のとおり、杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款を承諾のうえ、お請けします。

工　事　名	第　　号　　工事
工　事　場　所	杵築市
契　約　金　額	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円 （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に　　分の　　を乗じて得た額である。） 〔（　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕	
契　約　期　間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで

年　　月　　日

受　注　者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第10号（その１の２）（工事用）

収印
入紙

変　　更　　請　　書

下記のとおり、杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款を承諾のうえ、お請けします。

工　事　名	第　　号　　工事
工事場所	杵築市
契約金額	変更請負　増（減）額　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円 （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に　分の　を乗じて得た額である。） 〔（　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕	
契約期間	年　月　日を 年　月　日とする。

年　月　日

受注者　住　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第10号（その２の１）（委託用）

収印
入紙

請　　書

下記のとおり、杵築市契約事務規則を承諾のうえ、お請けします。

委託業務名	第　　号
委託業務場所	杵築市
契約金額	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円 （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に　分の　　を乗じて得た額である。） 〔（　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕	
契約期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで

年　　月　　日

受注者　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第10号（その２の２）（委託用）

収印
入紙

変　　更　　請　　書

下記のとおり、杵築市契約事務規則を承諾のうえ、お請けします。

委託業務名	第　　号
委託業務場所	杵築市
契約金額	変更　　増（減）額　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円 （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に　　分の　　を乗じて得た額である。） 〔（　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕	
契約期間	年　　月　　日を 年　　月　　日とする

年　　月　　日

受注者　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第10号（その３）（物品用）

収印
入紙

請　　書

下記のとおり、杵築市契約事務規則を承諾のうえ、お請けします。

１　契約金額　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に　分の　　を乗じて得た額である。）

〔（　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

２　内　　訳

契約事項	規格品質	仕様	数量	単価	金額	備考
計						
納入期限	年　　月　　日					
納入場所						

３　特約事項

年　　月　　日

受注者　　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　　杵築市長　　様

様式第11号（その１）（工事用）

注　文　書

年　　月　　日

様

杵築市長　　㊞

下記のとおり発注しますので、請書を提出してください。

記

1　工　　事　　名　　第　　号

2　工事場所　　杵築市

3　契約期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

4　契約金額

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

様式第11号（その２）（委託用）

注　文　書

年　　月　　日

様

杵築市長　　㊞

下記のとおり発注しますので、請書を提出してください。

記

1　委託業務名　　第　　号

2　委託業務場所　　杵築市

3　契約期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

4　契約金額　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

様式第11号（その３）（物品用）

注　文　書

年　　月　　日

様

杵築市長　　㊞

下記のとおり発注しますので、請書を提出してください。

記

１　物　品　名

２　納 入 場 所　　杵築市

３　納 入 期 限　　年　　月　　日まで

４　契 約 金 額

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

様式第12号

出　来　形　確　認　要　求　書

工　事　名 (契 約 の 目 的)	
工　事　場　所 (履　行　場　所)	
工　　期 (納　　期)	年　月　日から 年　月　日まで
契　約　金　額	￥

上記工事(契約)の第　　回出来形確認を要求します。

年　月　日

受 注 者

住　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第13号

出来形検査調書

年　　月　　日提出

検査員

職

氏　名　　㊞

別紙出来形計算書のとおり、相違ないことを認めます。

検査年月日		年　　月　　日
工事名（契約の目的）		
工事場所（履行場所）		杵築市
受注者	商号又は名称	
	立会人氏名	

契約金額	円	出来形相当額	円
出来形割合	%	同上九分金額	円
前払金控除額算出基礎 （前払金額×出来形割合） ×　　＝		前払金控除額	円
		部分払済額	円
		今回支払可能額	円

第　　回部分払額	円

様式第14号

第　　号

検　査　員　証

杵築市

職名　　氏名

上記の者は、杵築市　　検査員であることを証明する。

年　　月　　日

杵築市長　　㊞

様式第15号（その１）（工事用）

工　事　完　成　検　査　調　書

工　事　名	第　　号		
工　事　場　所	杵築市		
工　　期		監督員職氏名	
完　成　月　日	年　　月　　日	氏　　名	
受　　注　　者			
検査員職氏名		立会人氏　　名	
検　査　年　月　日			
設　　計　　額	円	完　成　額	（　　円） 円

設　　計　　概　　要		修　補　等　の　検　査　意　見
実　　施	完　　成	

上記のとおり検査をしました。

年　　月　　日

検査員職氏名　　㊞

様式第15号（その２）（委託用）

委　託　完　成　検　査　調　書

委託業務名			
委託業務場所	杵築市		
履行期間		調査職員職	
完成月日	年　月　日	氏名	
受注者			
検査員職氏名		立会人氏名	
検査年月日			
設計額	円	完成額	円

設計概要		修補等の検査意見
実施	完成	

上記のとおり検査をしました。

年　月　日

検査員職氏名　　㊞

様式第15号（その３）（物品用）

物　品　検　査　調　書

件　名			
納入（引受）期限		検　査　場　所	
契　約　年　月　日		検査員職氏名	
受　注　者	商号又は名称 氏　名	立　会　人	

納　入（引　受）				検　査			摘　要
月　日	品　名	品質規格 寸　法	数　量	月　日	合格数量	不合格数量	

検査所見

上記のとおり検査をしました。

年　　月　　日

検査員職氏名　　㊞

様式第16号（その１）（工事用）

予　定　価　格　調　書

工　事　名	第　　号 工事		
工　事　場　所	杵築市		
設　計　額	円		
予　定　価　格	円 （予定価格×$\frac{100}{\quad}$＝　　円）		
最低制限価格	円 （最低制限価格×$\frac{100}{\quad}$＝　　円）	制限割合	$\frac{\quad}{10}$

上記のとおり査定します。

年　　月　　日

発注者職氏名　　杵築市長　　㊞

取扱者職氏名　　㊞

様式第16号（その２）（委託用）

予　定　価　格　調　書

委託業務名	第　　号		
委託業務場所	杵築市		
設計額	円		
予定価格	円 （予定価格×$\frac{100}{}$＝　　円）		
最低制限価格	円 （最低制限価格×$\frac{100}{}$＝　　円）	制限割合	$\frac{}{10}$

上記のとおり査定します。

年　　月　　日

発注者職氏名　杵築市長　　㊞

取扱者職氏名　　㊞

様式第16号（その３）（物品用）

予　定　価　格　調　書

品　　名	規格品質	数　　量	単　　価	予　定　価　格
計				円 （予定価格×$\frac{100}{}$ ＝　　円）

上記のとおり査定します。

年　　月　　日

発注者職氏名　杵築市長　　㊞

取扱者職氏名　　㊞

様式第16号（その４）（低入札価格工事用）

予　定　価　格　調　書

工　事　名	第　　号 工事		
工　事　場　所	杵築市		
設　計　額	円		
予　定　価　格	円 （予定価格×$\frac{100}{}$＝　　円）		
低入札価格調査基準価格	円 （基準価格×$\frac{100}{}$＝　　円）	基準割合	$\frac{}{10}$
低入札価格調査失格基準	円 （失格基準×$\frac{100}{}$＝　　円）		

上記のとおり査定します。

年　　月　　日

発注者職氏名　　杵築市長　　㊞

取扱者職氏名　　㊞

様式第17号（その１）（工事用）

入　　札　　書

円	
工　事　名	
工　事　場　所	杵築市

杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第17号（その２）（土木設計業務等委託用）

入　　札　　書

円	
委託業務名	
委託業務場所	杵築市

杵築市契約事務規則及び杵築市土木設計業務等委託契約約款を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第17号（その３）（委託用）

入　　札　　書

	円
委託業務名	
委託業務場所	杵築市

杵築市契約事務規則を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第17号（その４）（物品用）

入　　札　　書

円

ただし　　代金

内　　訳

品　　目	規　格	品　質	仕　様	数　量	単　価	金　額	備　　考
					円	円	

杵築市契約事務規則を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者

杵築市長　　様

様式第17号（その５）（電子入札における紙入札）

入　　札　　書

工　事　名 （業務名）	
工　事　場　所 （業務場所）	杵築市

くじ番号			

杵築市契約事務規則及び　　を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第18号

委　　任　　状

今般都合により　　の入札（見積）に関する一切の権限を
（氏名）　　に委任しましたので、連署をもってお届けします。

年　　月　　日

受任者　　住　所

商号又は名称

氏　名　　㊞

委任者　　住　所

商号又は名称

氏　名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第19号（その１）（工事用）

見　　積　　書

金　　額	円
工　事　名	第　　号
工　事　場　所	杵築市

杵築市契約事務規則及び杵築市公共工事請負契約約款を承諾のうえ、上記のとおり見積りします。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

備考　数字は、アラビヤ数字を使用すること。

様式第19号（その２）（土木設計等委託用）

見　　積　　書

金　　額	円
委託業務名	第　　号
委託業務場所	杵築市

杵築市契約事務規則及び杵築市土木設計業務等委託契約約款を承諾のうえ、上記のとおり見積りします。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

備考　数字は、アラビヤ数字を使用すること。

様式第19号（その３）（委託用）

見　　積　　書

金　　額	円
委　　託 業　務　名	第　　号
委託業務 場　　所	杵築市

杵築市契約事務規則を承諾のうえ、上記のとおり見積りします。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

備考　数字は、アラビヤ数字を使用すること。

様式第19号（その４）（物品用）

見　　積　　書

円

ただし　　代金

内　　訳

品　　目	規　格	品　質	仕　様	数　量	単　価	金　額	備　　考
					円	円	

杵築市契約事務規則を承諾のうえ、上記のとおり見積りします。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者

杵築市長　　様

様式第19号（その５）（電子入札における紙見積用）

見　　積　　書

工　事　名 （業務名）	
工　事　場　所 （業務場所）	杵築市
くじ番号	

杵築市契約事務規則及び　　を承諾のうえ、上記のとおり見積します。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

発注者　杵築市長　　様

様式第19号（その６）

見　　積　　書

年　　月　　日

杵築市長　　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

合計金額　　￥

工事名（委託業務名）

工事場所（委託業務場所）　杵築市

名　称	規　格	数　量	単価（円）	金　額（円）	備　考